

県 ぐ 第 4 5 6 号  
平成 25 年 8 月 14 日

災害公営住宅を設置する市町村長 様

岩手県環境生活部長

#### 災害公営住宅におけるペットの飼養について

本県の動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より御理解御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先般、災害公営住宅での動物の飼養について、多くの市町村が対応に苦慮しているとの新聞報道があったところですが、県では、平成 20 年 3 月に「岩手県動物愛護管理推進計画」を策定し、人と動物が共生する社会づくりを目指し、動物の終生飼養をはじめとする各種動物愛護管理施策を推進していることから、災害公営住宅でのペット飼養についても、入居者が入居の条件のために、家族の一員であり、心の拠り所ともなり得るペットを止む無く手放すことにならないことが望ましいと考えております。

また、集合住宅でのペットの飼養については、不適正な飼養によるトラブルや飼い主以外の住民に係る動物アレルギー等の問題の原因になること等も懸念されることから、ペットの飼養を認める場合は、住民の合意のもと、ペットの適正飼養に係る一定のルール作りが必要と考えます。

つきましては、災害公営住宅でのペットの飼養の可否については、ペットの飼養者と非飼養者との住み分けやペット飼養に係るルール作りについて十分に御検討いただき、御判断されますようお願いいたします。

なお、このことに関して、動物の適正飼養に関する技術的な支援等が必要な場合は、広域振興局の保健福祉環境部等に御相談ください。

担当：食の安全安心担当 阿部 電話：019-629-5270 FAX：019-629-5279

事 務 連 絡  
平成 25 年 8 月 14 日

市町村の災害公営住宅管理担当課等 御中

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

災害公営住宅におけるペットの飼養について

本県の動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より御理解御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、このことについては、平成 25 年 8 月 14 日付け県く第 456 号により災害公営住宅を設置する市町村長あて通知したところですが、集合住宅における動物の飼養に係る参考資料を別添のとおりお送りしますので、参考とされますようお願いいたします。

記

- 1 「集合密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」(平成 22 年 2 月 環境省)
- 2 「集合住宅における動物飼養モデル規定」(平成 6 年 7 月 東京都)

担当：食の安全安心担当 阿部 電話：019-629-5270 FAX：019-629-5279